

平成30年度 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報について

徳之島愛ランド広域連合

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設である徳之島愛ランドクリーンセンターの維持管理に関する情報を公開する。

1 徳之島愛ランドクリーンセンター 焼却施設 2号炉

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第4条の5の2第1項第1号イの規定に関する事項】

種類	可燃ごみ(家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物)													
区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
焼却量	Kg	273,440	9,520	319,420	0	199,540	237,020	300,930	278,300	221,850	239,520	157,250	50,840	2,287,630

(2) 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(全て日平均値の月平均値)

【規則第4条の5第1項第2号ト、リ、ラの規定による測定に関する事項】

区分	年月日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値
燃焼室中の燃焼ガス温度※1	℃	914	831	904	停止	922	922	893	910	887	892	892	836	891.1818
集じん器に流入する燃焼ガス温度※2	℃	165	164	166	停止	165	165	165	165	165	163	165	165	164.8182
排ガス中のCO濃度※3	ppm	15	16	13	停止	18	11	12	13	13	14	13	34	16

※1 「添付図 I」のフロー図上①にて測定

※2 「添付図 I」のフロー図上②にて測定

※3 「添付図 I」のフロー図上③にて測定

(3) 冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去を行った年月日【規則第4条の5第1項第2号ヌの規定に関する事項】

区分		実施月日		
冷却設備	ガス冷却室	H31.3.1		累計1回
排ガス処理設備	集じん器	H31.3.6		累計1回

(4) 煙突から排出される排ガス中のばい煙量又は、ばい煙濃度測定結果【規則第4条の第1項第2号カの規定による測定に関する事項】

区分	規制値		単位	測定結果	
	法基準値	自主管理値		2号炉	
				1回目	2回目
排ガスを採取した年月日				H30.11.16	H31.3.27
結果の得られた年月日				H30.11.30	H31.4.11
硫黄酸化物濃度※4	38.1		Nm <sup>3</sup> /h	0.021未満	0.025未満
ばいじん濃度※4	0.08		g/Nm <sup>3</sup>	0.004未満	0.004未満
塩化水素濃度※4	700		mg/Nm <sup>3</sup>	2	22
窒素酸化物濃度※4	250		ppm	90	93
水銀濃度※4	50		µg/Nm <sup>3</sup>	1.7	0.6未満

※4 「添付図 I」のフロー図上④にて測定

(5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果【規則第4条の第5項第1号カの規定による測定に関する事項】

区分	規制値		単位	測定結果
	法基準値	自主管理値		
排ガスを採取した年月日				H31.3.27
結果の得られた年月日				
排ガス中のダイオキシン類濃度※5	1	1	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	分析中

※5 「添付図 I」のフロー図上⑤にて測定